

會津稽古堂の利用について

開館時間

■午前9時～午後10時（利用がないときには午後10時前に閉館します）

※ 図書館は午前9時～午後7時（日曜・祝日は午後6時）

休館日

■施設整備日 毎月末頃

■年未年始 12月29日～1月3日

■その他 図書館のみ図書の特設整理期間のため年7日程度

※ 年間の休館予定日については、別紙をご覧ください。

利用できる団体（複数人数）・活動等

■各スタジオ、各研修室、和室、茶室

次の条件を満たす団体が利用できます。（個人での利用はできません。）

- ① 施設の利用目的が社会教育的な集会（研修、学習会など）やその他公共的活動であること。
- ② 構成員の自主的運営に基づく団体であること。

<注意事項>

- ・ 塾や、市民サークルではない稽古教室（いわゆるカルチャースクール）等には利用できません。
- ・ 政治、宗教、営利目的の活動については、内容によって利用できない場合があります
- ・ 社会教育施設であるため、利用内容や目的によりお断りする場合があります。

■多目的ホール、市民ギャラリー

団体だけでなく、個人でも利用できます。ミニコンサート（有料も可）、講演会、各種展示会等にご利用ください。また、上記施設（各スタジオ、研修室等）を利用できない団体も利用できる場合があります。

<注意事項>

- ・ 物品の販売、商品の説明会等には利用することはできません。
- ・ 多目的ホールの収容人数を超えて入場させることはできません。
- ・ 市民ギャラリーは、各種作品等の展示に利用できます。

※ 中学生・高校生の団体が施設を利用する場合は、事前に団体登録が必要です。登録の申請には、保護者の同意書等が必要です。

なお、利用施設、利用時間等制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 18歳未満だけで利用することはできません。（中高校生利用登録団体は除きます。）

※ その他、詳しい利用の制限については、3ページをご覧ください。

■新型コロナウイルス感染症対策（R 5.5.8～）

- ① 感染防止対策は個人の判断に委ねることにしますが、「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」「人と人との距離の確保」については、感染拡大予防に有効であることから引き続きご理解とご協力をお願いします。
- ② 出入口の検温器と消毒液については引き続き設置します。また、希望があれば消毒液の貸出を行います。

利用申込み

■受付期間

◆多目的ホール・市民ギャラリー

原則として利用日がある月の6ヶ月前(※)から3日前(その日が休館日の場合はその前日)まで受付します。

◆各研修室、各スタジオ、和室、茶室

原則として利用日がある月の2ヶ月前(※)から3日前(その日が休館日の場合はその前日)まで受付します。

※ なお、各月の受付開始日については、別紙をご覧ください。

■申込み方法

① 仮予約をしてください。

※ 施設の空き状況は會津稽古堂ホームページで確認することができます。
(<https://reserve.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/index.php>)

○ 受付時に次の項目を確認します。

利用希望日時、希望施設、利用目的・内容、団体等の名称、代表者及び担当者の氏名・住所・連絡先

○ 受付場所

會津稽古堂1F総合案内に来館又は電話(0242-22-4700)でお申し込みください。

○ 受付時間

▶午前9時～午後5時(月～日曜日※休館日を除く)

② 使用料を納入し、利用許可書をお受け取りください。(使用料は前納です。)

○ 受付場所・納入期日

會津稽古堂1F総合案内で、利用する日の3日前(その日が休館日の場合はその前日)までに使用料を納入し、利用許可書をお受け取りください。

○ 受付時間

▶午前9時～午後5時(月～日曜日※休館日を除く)

※ 会津若松市公民館利用登録団体は、先行予約会に参加することができます。またインターネット予約の利用申込みをすることで、インターネットでの申込みができます。(多目的ホール、市民ギャラリーの利用申込みはできません)

資料送付用アドレス

■syougai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

利用時間

■利用時間は、準備、後片付け、清掃の時間も含まれます。30分単位でお申込みください。

■多目的ホール・市民ギャラリーの利用時間の延長については、割増料の規定がありますので、お問合せください。

利用可能日数

■各研修室、各スタジオ、和室及び茶室については、連続して5日まで利用できます。

■多目的ホール・市民ギャラリーについては、日数の制限はありません。

使用料

- 施設及び備品の使用料は、5・6ページのとおりです。
- 会津若松市にあらかじめ登録された障がい者団体が利用される場合は、申請により使用料が全額免除されます。
- 障害者手帳をお持ちの方が多目的ホール・市民ギャラリーを地域活動やボランティア活動などで利用される場合は、障害者手帳の提示、申請により使用料が全額免除されます。
- 減免の対象となる活動内容や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

利用前の取消・変更

- 利用の許可を受けたあとに取消等が生じた場合は、利用取消・変更申請書に必要事項をご記入のうえ、利用許可書を添えて総合案内へ提出してください。
- なお、納入した使用料は、原則お返しすることはできません。ただし、利用日の前々日（前々日が休館日のときはその前日）までに還付申請書を提出し、手続きが終了した場合は、使用料の全額又は一部を返還します。還付の手続きには、利用許可書が必要です。還付割合など詳しくはお問合せください。

事前打合せ（多目的ホール・市民ギャラリー利用の場合）

- 多目的ホール・市民ギャラリーを利用する場合は、利用日の20日前までに、担当者と詳しい打合せが必要となります。（電話等により事前に担当者と打合せの日程調整を行ってください。）
- 打合せ時には、進行表・舞台図・仕込図等をご持参ください。
なお、催物の内容によっては、官庁等への届出が必要な場合があります。

利用の制限

- 次の場合は、施設の利用ができません。また、すでに許可している場合でも使用を取消又は停止する場合があります。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 専ら営利を目的とする事業のために使用すること。
 - (3) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
 - (5) 条例及び施行規則に違反したとき。
 - (6) 許可の目的又は条件に違反したとき。
 - (7) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- 施設の利用にあたっては、次のことをお守りください。
 - (1) ゴミはお持ち帰りください。
 - (2) 敷地内、館内すべて禁煙です。
 - (3) 施設内への酒類の持込みはできません。また、酒気を帯びての入館はできません。
 - (4) ペット同伴による入館はできません。

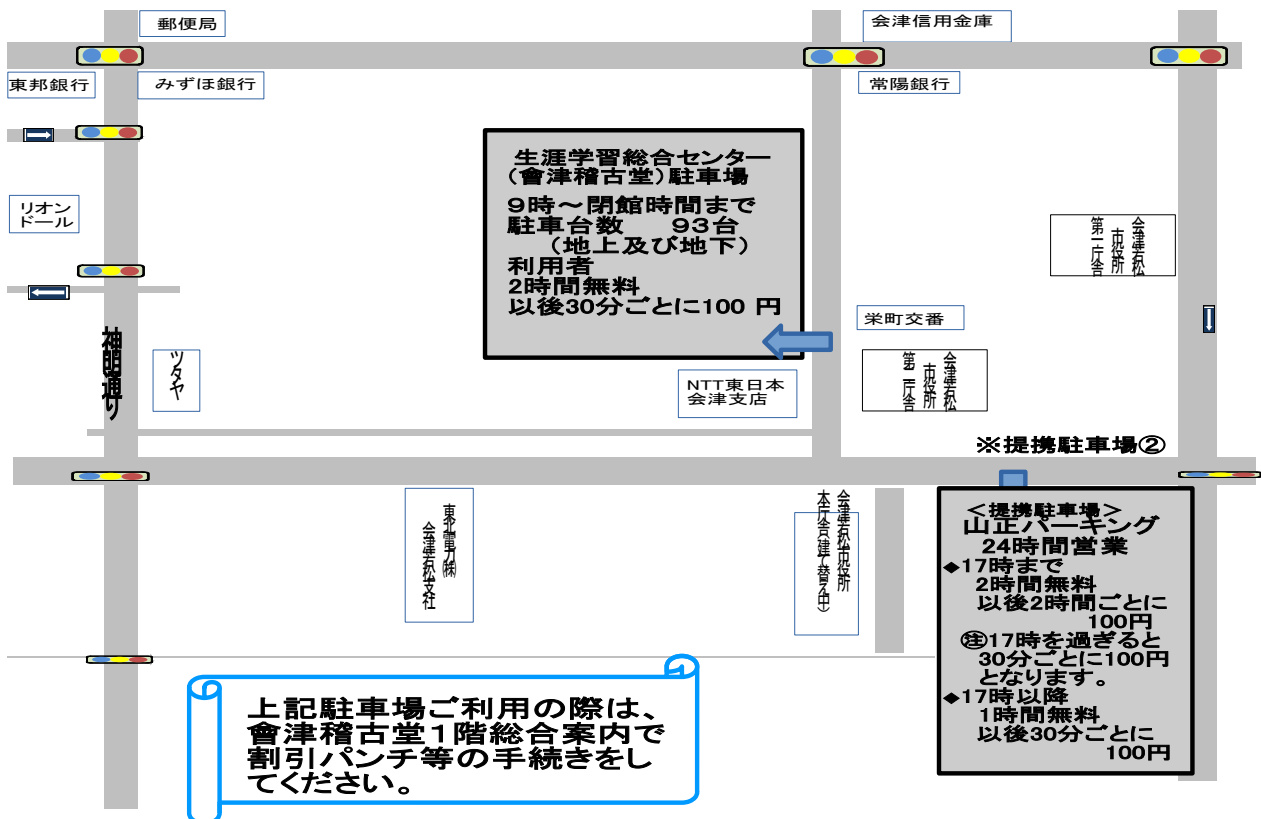
使用権の譲渡と転貸等の禁止

- 使用権を第三者に譲渡、転貸したり、許可を受けた目的以外に使用することはできません。

駐車場

- 會津稽古堂駐車場（地上及び地下）は有料（30分ごとに100円）です。ただし、施設利用者に限り2時間まで割引となります。施設を利用された場合は、必ず1階総合案内に駐車券をお持ちになり割引パンチを受けてください。
- また、障害者手帳等をお持ちの方、あるいは障がい者の方の送迎のために會津稽古堂駐車場を利用する場合は、1階総合案内に手帳を提示いただくと無料になります。
- 提携駐車場は、次の1箇所です。施設を利用された場合、一定時間無料でご利用いただけますので、1階総合案内に駐車券をお持ちになり手続きをしてください。
 - ◆山正パーキング(下記) 24時間営業
 - ▼17時まで利用者2時間無料以後2時間ごとに100円
※17時を過ぎると30分ごとに100円となります。
 - ▼17時以降利用者1時間無料以後30分ごとに100円
- 會津稽古堂は、駐車台数に限りがありますので、車の相乗りや公共交通機関の利用等、ご協力をお願いします。

駐車場のご案内



會津稽古堂利用料金一覧

階	区 分	使用料	面積	利用人数	
				定員	
1階	多目的ホール（防音）	1,570 円	約390㎡	120～200人	
	市民ギャラリー	200 円	約100㎡	-	
	健康スタジオ（防音）	200 円	約91㎡	45人程度	
	クッキングスタジオ	器具使用あり	410 円	約104㎡	33人程度
		器具使用なし	200 円		
	音楽スタジオ（防音）			約63㎡	35人程度
美術工芸スタジオ	200 円		約93㎡	37人程度	
3階	和室 1	100 円	17畳	23人程度	
	和室 2	100 円	13畳	17人程度	
	茶室（和室 1）を含む	410 円	6畳	-	
	研修室 1（防音）	200 円	約91㎡	57人(最大)	
	研修室 2	200 円	約102㎡	57人(最大)	
	研修室 3	200 円	約85㎡	57人(最大)	
	研修室 4	100 円	約45㎡	24人(最大)	
	研修室 5	100 円	約47㎡	30人(最大)	
	研修室 6	100 円	約46㎡	30人(最大)	
研修室 7（防音）	100 円	約56㎡	30人(最大)		

■施設使用料（1時間あたり）

- ※ 1時間未満の端数は1時間単位に繰上げになります。
- ※ 研修室の利用人数は、机・椅子を使用した場合の最大数です。
- ※ 和室1と和室2、研修室2と研修室3、研修室5と研修室6は、一体的に利用することができます。

◆多目的ホール・市民ギャラリー利用の場合の注意点

○利用者が入場料(会費、寄附金等を含む)を徴収する場合、次の区分により算定した額が加算されます。(10円未満の端数は切り捨て)

- (1)入場料1,000円以上2,500円未満・・・使用料の100分の30に相当する額
- (2)入場料2,500円以上4,000円未満・・・使用料の100分の50に相当する額
- (3)入場料4,000円以上・・・使用料の100分の100に相当する額

○利用時間を延長した場合は、1時間あたり次の区分により算定した額が加算されます。(10円未満の端数は切り捨て)

- (1)超過時間1時間未満・・・使用料の100分の30に相当する額
- (2)超過時間1時間以上2時間未満・・・使用料の100分の60に相当する額
- (3)超過時間2時間以上・・・使用料の100分の100に相当する額

■附属設備・備品使用料（1時間あたり）

◆多目的ホール・市民ギャラリー

	名 称	単 位	使用料
舞 台	仮設舞台	1式	100円
	演台	1台	50円
	指揮者台	1台	20円
	譜面台	5台	20円
	スクリーン	1枚	200円
	音響反射板	1式	310円
	白布	1枚	10円
音 響	拡声装置	1式	200円
	プレーヤー	1台	100円
照 明	Aセット地明かり	1式	200円
	Bセット50kwまで	1式	620円
	ピンスポットライト	1式	50円
その他	グランドピアノ	1台	410円
	ビデオプロジェクター	1台	310円
	展示パネル(照明付)	10枚	50円
	持込電気器具	1kw毎	50円

※ 附属設備・備品の使用時間は、施設の使用時間と同じとなります。
 ただし、複数日継続して利用する場合は準備等を含めた使用する期間（日）のみとします。
 （例：施設使用 4/1 10時～4/3 17時 拡声装置使用 4/1 午前中の場合
 ⇒ 4/1の10時から22時までの料金を徴収する。4/2～3日は使用料なし。）

◆音楽スタジオ

名 称	単 位	使用料
楽器・アンプセット	1式	100円
ミキサーセット	1台	100円

※ 附属設備の使用時間は、施設の使用時間と同じとなります。

※ 下記設備は施設使用料に含まれます。

- ・音楽スタジオ アップライトピアノ
- ・研修室1 アップライトピアノ
- ・研修室2・3 マイク（一体利用の場合に使用可）
- ・研修室5・6 マイク（一体利用の場合に使用可）
- 同上 備付プロジェクター（一体利用、又は
研修室6単独で音声利用無の場合に使用可）
- 同上 備付スクリーン（一体利用、又は
研修室6単独で音声利用無の場合に使用可）
- ・研修室7 電子ピアノ、マイク
- ・各研修室共通 ホワイトボード
- 同上 液晶プロジェクター（事前申込が必要）
- 同上 可搬式スクリーン（事前申込が必要）